

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.17

2013年

11月27日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

第12回裁判報告 次回は2月12日(水)10:00~ 国は、まやかしの計算式で「既に乖離解消」と強弁

11月27日の第12回裁判は、原告13名が参加し、傍聴支援者は約100名。前回に引き続き牧野富夫労働総研前代表理事も駆けつけていただき、法廷は満席になりました。原告陳述した34歳女性は、大きな病気を抱えながら必死に資格取得や正規登用への道に努力する苦しさを伝え、最低賃金千円以上を強く求めました。原告側弁護士から、前回の国の主張に反論が加えられ、「低額最賃の放置による被害は、お金で事後的に解決できる問題ではなく、人生そのものがかった取り返しのつかない損害なので緊急の救済が必要」と主張しました。

34歳独身女性原告が、大きな病気を抱えながら必死に働き、生きる実態を陳述

私は、今年で34歳になります。過去に、デイサービスセンターで正社員として働いていましたが、その労働環境は、とても苛酷でした。ほぼ毎日のように残業を強いられ、日中は「介護スタッフ」として働き、夕方から「事務スタッフ」の仕事をしていました。勤務時間は、毎朝8時半に出勤して、帰りは2時半を過ぎることがほとんどでした。休みは、本来月8日の約束でしたが、実際は、多くて6日しかとれませんでした。また、体が不自由な高齢者の方を入浴させるため、女性スタッフも、筋トレで使う腰ベルトを巻いて、肉体労働をしていました。このように仕事はとてもハードでしたが、月々の給与は、手取り14万円程度



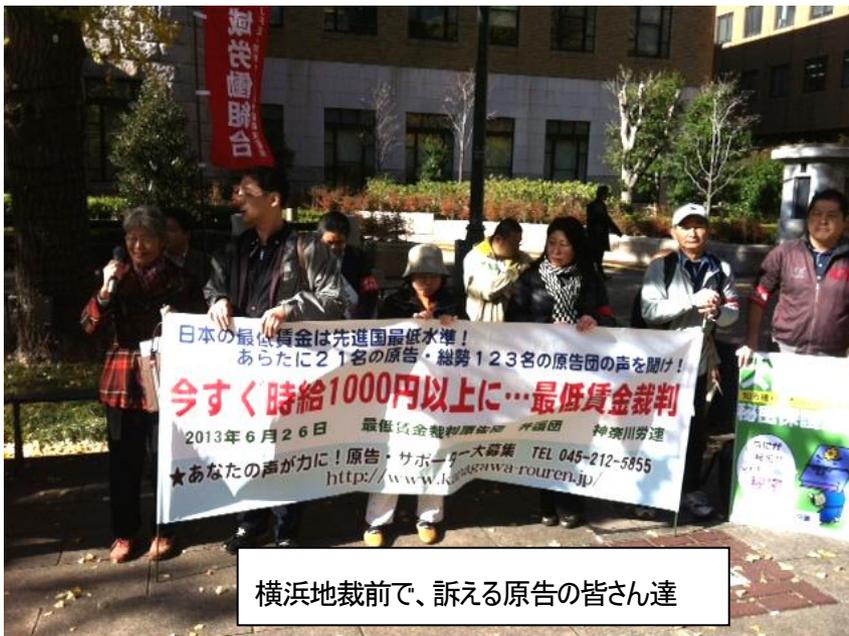
裁判の前に、恒例の「関内周辺最賃裁判デモ行進」

で、ボーナスはありませんでした。残業代は支払われず、「赤字のままだと、給料も出せないよ」と言われたり、給料も遅配になったり、全く支給されなかった月もありました。

このような生活を続けて10カ月ほど経った頃、風邪でもないのに身体のだるさが取れなくなりました。また、掃除機をかけていると、真冬にもかかわらず、冷や汗が止まらなくなりました。しかし、仕事は休めないもので、出勤を続けていたら、3か月ほど経った頃、今度は甲状腺に腫瘍があることが判明しました。すごいショックで落ち込みました。それを機にデイサービスの仕事は辞め、1か月ほど療養した後、以前勤務していた社会福祉協議会に戻りました。

現在の労働条件は、1年更新の有期雇用で、時給970円です。社会福祉協議会での勤務は、通算して7年以上になり、経験を積むにつれて仕事内容も変わっていますが、時給の額はほとんど変わりません。週休2日制で、朝9時から夕方5時まで働いていますが、ひと月あたりの給与は、手取りで11~12万円にしかありません。ボーナスも一切ありません。

私は、60歳になる母と二人暮らしをしています。二人の収入を合わせても生活は苦しく、公共料金の支払が遅れることも珍しくありません。2年程前に、90歳の祖母が転倒して車いすの生活になりました。現在



横浜地裁前で、訴える原告の皆さん達

施設に入っていますが、病院に行くときは家族が付き添うことになっており、そのときは、仕事を休まなければいけないので、欠勤が増え、給与も下がってしまいます。

甲状腺の腫瘍については、医師からは、繰り返し、早く手術して摘出した方が良いと言われてはいますが、20万円の費用が工面できないため、未だ手術の目途はたっていません。通院の負担も、大きいです。甲状腺治療は専門医が少ないため、片道1時間かけて東京の病院まで通っています。毎月1回は必ず通院する必要があり、具合が悪くなると、さらに通院頻度は増えます。医療費は、1回あたり

り少なくとも5千円はかかります。その上、3カ月に1回は、体中を調べる検査が必要になり、そのときは1万円程度かかります。交通費も、往復で1500円以上かかります。

このような生活状況ですから、私は、自分のやりたいことが全然できていません。現在、私は、社会福祉士という資格取得を取りたいと考えています。その資格があれば、嘱託職員の試験を受けることができ、嘱託職員を1年やれば、正社員の試験を受けられるからです。先日、大学で受けた講義の受講料として10万円を支払い、それまでの貯蓄をほとんど使ってしまいました。また来年は、社会福祉士の資格取得にもチャレンジしたいと思っていますが、費用の方がとても心配です。もちろん親に頼ることはできません。お金がないと、新しいことにチャレンジする機会すら得られなくなるのだなと感じています。また、毎日の疲れを癒すために、私もたまには旅行に行ったりリフレッシュしたいと思いますが、お金がないので行くことはできません。もちろん、結婚もしたいし、子どもも欲しいと思っていますが、今のままでは夢のようです。

最低賃金が1000円になれば、私の時給は30円上がります。たった30円と思われるかもしれませんが、年間で5~6万円になりますから、私にとっては大きな金額です。私たち低賃金労働者は、本当にギリギリのところで生活しています。経済的に困窮していると、新しいことにチャレンジすることも難しくなりますし、結婚や出産すらためらってしまうのです。

お金のある人にはなかなか理解できないかもしれませんが、私達のような低賃金労働者の現状を理解していただき、健康で文化的な生活が送れるよう、最低賃金を少なくとも1000円以上に引き上げて欲しいと思います。宜しくお願いします。

●弁護団「超低額の最賃放置は、事後的金銭賠償では贖えない、重大な損害」を強く主張

弁護団は、行政訴訟における「仮の義務付け」を引用し、原告の毎日の生活と労働の実態は、事後的な金銭賠償によってあがなうことなどできない、「重大な損害」が現在進行形で生じており、この損害を避けるため「緊急の救済の必要がある」ことを強く訴えました。

つまり、超低額の現行最賃が、原告らから子どもに教育を受けさせる機会や結婚、出産、育児の機会を奪うことにもなっており、その損害は事後的な金銭賠償による回復など到底できない深刻なものです。

最低賃金の水準が生活保護の水準を大きく下回る現状の放置は、単なる経済的打撃を原告らに与えているに止まらず、原告らの生命や健康に対する侵害の危険であることを、これまで12回の裁判での原告陳述で告発された具体的事実を一つ一つ引用して主張しました。

●被告＝国は、まやかしの計算式により「すでに生活保護と最賃の乖離は解消された」と主張。

最賃額決定の3つの考慮要素（生計費・支払い能力・賃金相場）のうち、異常に重視されている「支払い能力」について国は、「賃金経費の負担能力」と主張。一般に言われる「倒産件数の増大や人員削減で雇用そのものが減ることではない」と意味不明の主張を展開しました。

そして今年最賃改正決定で、北海道を除き、乖離解消がされたことを宣言しました。